

第199回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題

1 会議録の承認

2 審議事項

- (1) 横浜市敬老特別乗車証の I C カード化に係る利用管理システムの構築及び I C カードの発行について  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
- (2) 消防団活動支援サービスの利用開始について  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (3) 認知・非認知能力調査研究業務委託について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (4) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について (諮問)

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
  - ア メモリアルグリーン 防犯カメラの設置・運用事務
  - イ 粗大ごみ自己搬入施設防犯カメラ運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告  
市長と語ろう！
- (3) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告  
住所異動窓口受付番号札WEB上発券サービス
- (4) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
  - ア 小規模事業者向け緊急支援補助金事業
  - イ 事業継続・展開支援補助金 (販路開拓支援型)
  - ウ 横浜市新型コロナウイルス感染症対応飲食事業者支援事業
  - エ 大規模団地の再生に係る管理組合連絡先調査業務
  - オ 地域公共交通事業者支援事業
  - カ 研修管理システムの活用
- (5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告  
「商店街でお買い物！景品プレゼントキャンペーン」業務委託
- (6) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告  
「商店街でお買い物！景品プレゼントキャンペーン」業務委託
- (7) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告
  - ア 友好交流都市に係る講座実施及び情報紙作成業務委託
  - イ 健康 (ぜんそく) 相談事業
- (8) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告  
横浜市戦没者慰霊堂戦没者名簿電子化業務委託
- (9) 委託先個人情報保護管理体制 (16件)
- (10) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (13件)
- (11) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (11件)

	<p>(12) 個人情報ファイル簿兼届出書（3件）</p> <p>(13) 個人情報ファイル簿変更届出書（1件）</p> <p>(14) 個人情報ファイル簿廃止届出書（2件）</p> <p>(15) 令和3年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 令和3年度実績報告</p> <p>(2) 令和3年度個人情報漏えい事故件数</p> <p>(3) 個人情報漏えい事案の報告（令和4年3月17日～令和4年5月19日）</p> <p>(4) その他</p>
日 時	令和4年5月25日（水）午後2時～午後5時
開催場所	市庁舎18階共用会議室 なみき18・19
出席者	中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、永井委員（案件4の途中で退出）、三品委員、（加島委員以外の委員は全員WEB会議により参加）
欠席者	土井委員、吉田委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項（1）から（4）までについて、承認する。</li> <li>・報告事項及びその他について、了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第199回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、土井委員と吉田委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、ほか7名の委員は御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思っておりますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） &lt;異議なし&gt;</p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p><b>1 会議録の承認</b></p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第198回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） &lt;異議なし&gt;</p> <p>（中村会長） それでは承認といたします。</p>

## 2 審議事項

### (1) 【案件1】横浜市敬老特別乗車証のICカード化に係る利用管理システムの構築及びICカードの発行について（個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む）

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「横浜市敬老特別乗車証のICカード化に係る利用管理システムの構築及びICカードの発行について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 敬老パスをICカード化するに当たり、SuicaやPASMOのような車載システムを別途付けることになるのですか。そこで読み取った情報を役所のパソコンで管理するのでしょうか。

(所管課) 新たな専用の読取装置をバス等の車内に設置し、ICカードをタッチして乗車してもらいます。その情報を利用管理システムで収集し、管理します。

(板垣委員) SuicaやPASMOでタッチする読取装置と一体的になるのですか。それとも、敬老パスは別の読取装置にタッチするのですか。

(所管課) 「敬老パス」と表示してある別の読取装置を開発する予定です。

(板垣委員) 地下鉄の自動改札も敬老パス用の読取装置は分けるのですか。それとも、SuicaやPASMOと一体的な読取装置にするのですか。

(所管課) 地下鉄も別になります。現在、紙製の敬老パスは地下鉄の有人改札を通して勤務員に提示してもらっています。ICカード化後も同じ有人改札を通してもらいますが、そこに読取装置を設置し、タッチして通過してもらいます。

(板垣委員) 駅員がいるところに読取装置を置くのですね。

(所管課) そのとおりです。

(板垣委員) 最初、バスでの敬老パスの利用方法が混乱しそうだと思いましたので、周知してもらおうと良いかと思えます。

(所管課) わかりました。

(加島委員) 札幌ではチャージ方式を取っていると聞きました。横浜市でもチャージ方式に移行する考えはありますか。

(所管課) 現在の敬老パスのICカード化については、令和元年度に敬老パスの在り方に関する専門分科会を開催し、その答申を踏まえて、利用実態を把握するために行うものです。高齢化の進展に伴い、経費負担が増大する等の課題があることを踏まえて今回、ICカード化します。検討会の中でも、札幌で行っているチャージ方式や、回数上限、フリーパス方式などについて検討していました。本市でのチャージ方式への移行等については、今後の利用実態を踏まえて検討していきます。

横浜市では今、一定の負担金を支払うことで自由に何回でも乗ることができる仕組みにしていますが、他都市では金額や利用回数の上限を設けているところもあります。

高齢化の進展により、横浜市の市費負担や交通事業者の負担が増大しているため、今後、利用実績を取って様々な方式について検討していきます。

(事務局) ICカード化は実施しますがチャージ方式についてはまだ検討中ということですか。

(所管課) はい、検討中です。

(三品委員) 今回のICカード化は、公募型プロポーザルで選定した業者が委託先のように、令和3年ぐらいに健康福祉局からICカード化について説明があったようですが、この事業はもう進んでいるのですか。

(所管課) 令和3年度にプロポーザル方式で事業者を選定して準備を進めています。

(三品委員) その後事業を行い、上手くいっているとか不具合があるということではなく、これから、今回の審議会に諮って事業をスタートするということですね。

(所管課) そうです。システム等の開発準備をしているところで、令和5年10月の稼働を目指して今後準備します。

(中村会長) 利用実績を管理するということですが、特定の個人がどこで乗ってどういう経路を利用したかを把握できるのですか。それとも、単純に何時にどこで乗り降りしたかを把握しているだけですか。

(所管課) 利用者ごとに利用場所や利用時間等のデータが記録されます。バスの場合、乗務員席の既存のPASMO車載機付近に読取装置を設置し、乗車時又は降車時の1回のみタッチをするため、利用したルートをデータとして取ることはできません。地下鉄は乗車時、降車時もタッチをしてもらいます。

(中村会長) 9ページの「4 個人情報の管理体制」の「事務の委託：共同体 構成員」の中で、受託者における個人情報の保管期間が「契約終了まで」となっています。この業者は、このシステムの保守管理も委託されています。契約終了までこの電子データをずっと保有していることになりませんか。

(所管課) 契約としては年度ごとの契約になりますが、運用も担うので、契約期間中はデータを保存していることになるかと思います。

(中村会長) 1年単位で契約期間が終了したら廃棄するわけではなく、次の年また更新されたら、従前の情報もそのまま持っているのですか。

(所管課) システムで管理している情報については、新たに保守・委託を契約したら、引き続き管理していく形になります。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

## **(2)【案件2】消防団活動支援サービスの利用開始について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）**

(中村会長) 次に、案件2「消防団活動支援サービスの利用開始について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 23ページの「5 取り扱う個人情報【電算処理】【事務の委託】」の対象者1と2の関係が分かりません。消防団員のスマートフォンに、その団員が現地に行ったかどうかの出動状況は入らないのですか。

(所管課) 入ります。位置情報を収集します。

(加島委員) 位置情報だけですか。何月何日の発災時にその現場に行ったという情報も入るのではないですか。

(所管課) はい、そうです。

(加島委員) 後で報酬の関係がありますよね。

(所管課) はい。

(加島委員) 同記載欄の対象者2で、市民の氏名は入らないですか。

(所管課) 住所のみで、氏名は入りません。

(加島委員) 「誰の家か」というのが分からないと、住所だけでは災害地点が分からないのではないですか。

(所管課) 災害地点を住所で示すので、「誰の家か」までは出ません。

(加島委員) 「〇〇さんの家が燃えている」と言わないのですか。

(所管課) 無線報告ではありますが、このアプリケーションには住所しか載せません。

(加島委員) 発災状況と、消防団員の誰が入力したのかはこのアプリケーションには入らないですか。

(所管課) 発災状況を入れるのは消防団員ではなく、横浜市司令センターの職員です。それがアプリケーションを通じて団員の元に届きます。

(加島委員) では、団員は発災状況を入力しないわけですか。

(所管課) はい。

(鈴木委員) 同ページの「5 取り扱う個人情報【電算処理】【事務の委託】」の「対象者1」の「個人情報の種類(電子データ)」の中で、位置情報の記載があります。アプリケーションを入れている団員の位置情報が、常時自動的に取得されるのですか。

(所管課) 災害の情報がアプリケーションに入った時点で、出場するかどうかには「はい・いいえ」で答えます。「はい」と答えた場合にその時点から位置情報を収集します。普段は位置情報を収集せずに、出場する時点でその人の位置を確認します。災害地点に入った時点でまたその位置情報がアプリケーションを通して送られます。

(鈴木委員) その活動に関わる際に限定できる仕組みをつくるのですね。

(所管課) はい。

(中村会長) 22ページの「4 個人情報の管理体制【事務の委託】」で、受託者における電子計算機処理は「有」、保管も「有」ですが、保存期間がまだ書かれていません。これは具体的な受託者が決まっていないからですか。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) これは保守管理なので、契約終了までという趣旨ですか。

(所管課) 事業者に個人情報が残り続けるということではありません。保存期間

についての記載がないのは、まだ事業者が決定していないからです。

(大谷委員) 消防以外の救急の出動でも同じようにアプリケーションを使った管理をするのですか。そのような場合には、事務開始届出書に範囲が分かるような記述をするのが望ましいです。

(所管課) 救急は想定していません。基本的には火災や大規模地震、風水害の対応時に限定する予定です。

(加島委員) 訓練でも使用するのですか。

(所管課) 訓練は災害と違い、予定されているものです。訓練の結果入力という形で、位置情報とは関係なく使用します。

(所管課) 訓練でもアプリケーションによる報告・承認をし、位置情報も同様に取得します。もともと訓練はあらかじめ決められているので、その決められた情報を幹部の消防団員や消防職員があらかじめアプリケーションに入力して、対象の消防団員に情報を送ります。それに対して、行ったかどうかの位置情報を取得します。

(中村会長) ほかに何かございますか。特にないようであれば、案件2を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

### **(3)【案件3】認知・非認知能力調査研究業務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）**

(中村会長) 次に、案件3「認知・非認知能力調査研究業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(鈴木委員) 教室に設置するカメラとマイクは、対象となる児童生徒以外にも映ってしまったり、録音されることがあるのですか。どのような工夫をして対象者のみの映像や音声を収集するのですか。

(所管課) 学校には学級単位で協力してもらいます。学級の中に設置することで、他クラスの子供や廊下は映らないように配慮していきたいと考えています。

(鈴木委員) 学級の中でその研究に参加したくない子がいたら、その学級には設置しないという意味ですか。

(所管課) そのような御理解で間違いありません。事前にしっかりと、目的や活用方法を保護者等に説明し、了承を得ることを前提に進めていきます。

(鈴木委員) 授業中のみ録音・録画するのですか。

(所管課) はい。

(中村会長) ほかに何かございますでしょうか。特にないようであれば、案件3を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

**(4) 【案件4】個人情報保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報保護に関する条例の改正について（諮問）**

(中村会長) 次に、案件4「個人情報保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報保護に関する条例の改正について（諮問）」の御説明をお願いします。

(事務局) <審議事項及び資料について説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

国のガイドラインを私も拝見しました。国の姿勢が非常に堅い中で、前回の案から若干後退はしていますが、恐らく事務局で非常に苦労して調整したのだろうと思えます。

特に今、事務局から説明があった点が、前回議論になった点です。そこ以外でもいいですが、更に御意見等あればお願いします。

(板垣委員) 今回の国の個人情報保護法の改正は、決して好意的ではないですが、このような世の中の流れでは仕方がないというのが私の意見です。個人情報保護委員会の姿勢も、EUや国際標準を見据えていると思いますが、融通が効かない感じがします。前回審議会で提案されたぐらいのことを条例に取り入れても良いのであれば認めてもいいとは思いましたが、それに関しては最終的には横浜市会が判断することでしょう。国との間で無用のあつれきを生じさせないというのは分かりますが、個人情報保護委員会ももう少し融通を効かせてほしいとは思えます。

(事務局) 今の御指摘について、個人情報保護委員会に照会した結果を報告します。

条例の独自措置として、本人収集義務や、思想信条情報収集の禁止について定めることについて、ガイドラインに厳しいことが書いてありました。そこで、「禁止規定ではなく、『収集しないように努めるものとする』というような努力義務の場合は許容されるのか」と、Eメールで照会しました。

これに対して非常に厳しい回答が返ってきました。「努力義務であっても義務付けをするなら、それは法の趣旨に反する」というようなものでした。「責務規定であれば必ずしも否定するものではないが、本人収集原則等に限定するのではなく、もっと対象を広範にすれば良いのではないか」というようなアドバイスもありました。

地方分権が進んでいる昨今、それほど厳しく条例の規定を縛らなくてもいいのではないかという思いはあります。

国の方針と対立しなければ横浜市の個人情報保護が立ち行かなくなるようであれば議論を重ねるべきですが、そこまでの事態ではないとも考えております。国から条例を違法だと指摘されるのも、それはそれで良くないということもあり、苦肉の策として提案しているのというのが正直なところです。

(中村会長) そうですね。事務局から国へ問い合わせてもらいましたが、なかなか厳しい対応だったということですね。

(鈴木委員) 要するに、これからの新個人情報保護法の趣旨としては、組織の中でいかに法律を遵守できるかに主眼を置いた運用を行って欲しいということですね。そうすると、個人情報保護法の安全管理措置をいかに適切に運用をしていくのが重要になってくるのだと思います。そこに関わるものを審議会に報告したり、個人情報保護に関する基本ルールなどにおいて、個人情報を取り扱う事務を開始する際に何を規定して、どのような手続を踏まなければならないのかなどの組織の中での運用ルールが時代に沿ってアップデートされているのかを、外部の目によって反映していく必要はあるのかなと思っています。つまり、何をやってはいけないのかということよりは、手続の中で法令の趣旨に沿ってきちんと運用されているのかを重視していくべきなのではないかという意味合いです。

(事務局) 全く同じことを考えています。今回の法改正で国は、『この個人情報を提供していいか、どうか』という個別案件については全面的に個人情報保護委員会のガイドラインに任せるべき」という点を強調しています。基本的な考え方は自治体それぞれにあるため、「このような方針でやろうと思うが、どうか」という基本的な部分については、委員の皆様から御意見を頂かないと、危うくなってしまふところもあると思います。どちらかという大所高所からの意見を頂くという形にシフトしていくのかなと考えています。

(鈴木委員) 横浜市の内務統制の評価報告書などを拝見しました。その中でも個人情報管理の部分に触れられています。市としても重要な部分だというのが基本的な考えで、その精度をどう上げていくのかという方向で運用を向上させていくということなのだろうと思いました。

後は、例えば本人外収集のところで、「不正な手段により個人情報を取得してはならない」といった部分をどう担保していくのかといったことです。法令の条文をきちんと理解して適切な運用を図るということでしょうか。

(事務局) そうだと思います。不正な手段で収集してはならないのは当たり前のことで、職員は誰も不正な手段による収集を考えていません。あの条文だけをもって担保するのは乱暴ではないかと思っています。具体的にどのような運用をしていくのかという基準について、アドバイスを頂きたいと考えています。

(鈴木委員) 個人情報保護委員会とコミュニケーションを取りながら、どのように担保することを想定しているか、事務の中の個別的な事例などでディスカッションをしていくと、より有用なのかなという気はしています。

(大谷委員) 色々苦心して、個人情報保護委員会の方針や反応などを具体的に確認してもらったので、個人情報をめぐっての国と自治体との関係がよりクリアになってきたのではないかと思います。

今回まとめた方針については、基本的にこれで差し支えないと思っています。審議会の位置付けについて、国の方針はやはり法律の規律や解釈を全国的に一元化し、バラつきをなくすことを重視しているように感じています。それが目指すべきところで、どこに住んでいるか、どこの自治体に属しているかが大きな差になってはならないと思っています。

横浜市についてはこれまでの長い伝統もあり、個人情報についての基本的なルールについて、どちらかという全国を牽引してきた立場だと思います。恐らく、横浜市で行われている事務や質問、疑問に感じたこと、他の自治体で未



経験のことも含めて、多数の個人情報を取ってきた経験が全国に生かされていくのだと思います。

横浜市の事務局には、個人情報保護委員会をできるだけ活用してほしいです。

審議会に付議される事項については、これだけのメンバーがそろっているので、一緒に誠実に考えることを心掛けるのが基本だと思います。むしろ個人情報保護委員会の教育係というか、先進的な自治体として問題意識や気付きを持っていることを先がけて個人情報保護委員会に投げかけていく役割が今後求められているのではないかと考えています。

横浜市との対話によって得られた考え方が、これから都道府県をも含めて大規模な自治体、あるいは、小規模な自治体にも適用する上での参考になっていくのだと思います。そういう意味でも、これまで審議会とやり取りした内容を積極的に個人情報保護委員会とやり取りしてもらうことを期待しています。

国との緊張関係をことさら意識せず、協力関係を築いていくことが望ましいと思います。

(事務局) 先ほど紹介した照会についても、個人情報保護委員会は1週間もたたないうちに丁寧なメールで返してくれ、真摯に対応してもらっています。

住民と直接接して、様々な個人情報をたくさん扱っているのは我々の方だという自負もあります。色々な投げかけをして、個人情報保護委員会から示された知見を、例えば他の政令市に共有するなどして、効率よく精度を高めていければと思っています。

(中村会長) 本人外収集、思想信条、社会的身分に関わる情報の収集制限を「責務規定」とされているところで、これ以上後退させたくないと思います。

(事務局) 事務局としてもそう考えています。

(中村会長) 一方で、これが条例化されたとき、市民からはなかなか分かりにくいところだと思います。本人から収集するように条例で「努める」とされているのに収集されなかったとか、自分の信条についての情報も収集されてしまったときに、クレームに対して「法はここまでしか認めていないが、条例はその上にこういうふうに保護している」と言っても、なかなか理解しづらいのかなと思います。

条例がつくられた後、解説もつくられると思います。その際に、そのような点をきちんと説明しないと、市の窓口の人が大変になってしまう気がします。

「責務」というのは重要ですが、どういう説明を市民にしていくかは検討したほうがいいのかと思います。

議会的にも「責務とする」という点についてはきちんと説明しなければいけないと思います。

(事務局) 思想信条情報についてはあまり心配はしていません。日頃我々は思想信条情報を収集するようなことは行っていません。もしあるとするならば、法令の定めがある場合に限られると思います。その場合は、「条例は確かにこう書いてあるけれど、法律でこう書いてあるから、収集するのは当然だ」と言えますが、本人収集の責務については、「横浜市にそういう責務があるのに、なぜ私に聞いてくれなかったのか」と言われてしまうシーンが考えられます。まだ答えはないですが、工夫していかなければいけないと改めて思いました。

(中村会長) 今もらった意見からすると、今回つくった中間取りまとめ案の内容で現時点では特に異論はないと理解しました。

(事務局) 先ほど鈴木委員から御指摘があった、審議会の役割として、個別案件というよりは、基本ルールの作成といったところからこれからは力を注いでいくべきだということも、第8項に加筆したいと思います。

(中村会長) また改めて審議会を開かなくても、事務局のほうで加筆して、私のほうで確認するということがいいですか。中間取りまとめ案についてはほぼ確定したということで手続を進められると思います。事務局はそれでいいですか。

(事務局) 構いません。

(鈴木委員) 基本的にはもうこのままで差し支えないだろうと思います。  
「個人情報取扱事務開始届」で、「審議会に報告する」というところまで踏み込んでいます。あえて「審議会に報告」の中に含めたほうがよいとした趣旨について教えてください。

(事務局) 審議会の委員に説明することももちろんですが、審議会の議事録や資料は当然公にするため、開示請求手続を経ずに見られます。透明性の向上の点で意味があると考えます。

(中村会長) 事務開始届は、その情報を収集するための目的がそこに記載されています。何のために情報を収集するかは、事務開始届を見て確認するので重要かと思います。

(事務局) 事務開始届に書かせることでその後の事務手続でみだりな変更ができないように最初に宣言させることにも意味があると思います。

(鈴木委員) 私が聞きたかったのは、届出を公開すること自体は非常に重要であり、情報公開は当然すべきですが、その手前の段階として、審議会に報告するプロセスが必要なのかどうかということです。単純に事務開始届を市のホームページ上で開示する選択肢もあるのかなと思いました。

(中村会長) ある事業を市が行おうとするときに、担当局だけで目的を設定して、その目的を公開することになります。この審議会は報告を受けることによって、「その目的からすると、この情報の取り方はおかしいのではないか」ということが言えるのかもしれませんが。

(事務局) そのとおりだと思います。その意見を受けて当局側が変更するかどうかは良心に頼るしかありませんが、意見をもらえるかももらえないかで大きな違いがあると思います。できればこれは条例に盛り込みたいと考えています。  
新しい保護法でも、「自分たちの業務に関わる情報しか保有できない」というような決まりがあります。そのような本当に事務に関わる情報だけを取り扱っているかどうかというのは、引き続き審議会にも諮って、きちんと自らの業務に関わる情報だけを取り扱っていることの確認がやはり必要だと思いました。今の条例に定まっている内容を引き続きということで考えています。

(鈴木委員) その部分のモニタリングを審議会がするという位置付けを考えているということですね。

(事務局) はい。

(鈴木委員) 理解できました。別にそれに反対しようというつもりもありません。  
個人的にはその部分は是非見ておきたいです。これまでも散々議論はしてきたところですが、これを入れるがために法令よりも厳しく条例をつくってい

るのではないかと言われたりする面はないのかなという意味でも聞いてみました。

(事務局) 最後の点は大丈夫です。国は、個人情報の管理や「取得してはいけない」という禁止規定については厳しいですが、事務開始手続は行政内部の手続にすぎないので、厳しくするのは自治体次第です。これもQ&A集に書かれており、国の方針に抵触することはありません。

(鈴木委員) 安全管理措置の一環ということですね。

(事務局) 新しい法律の第75条第5項で、個人情報ファイル簿とは別に、こういった個人情報に関する情報を管理することは許容されています。新法から見てもこういった取扱いは問題なしとされています。

(中村会長) それでは、本日各委員さんからいただいた種々のご意見をもとに、中間報告案の確定をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは確定といたします。

### 3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア メモリアルグリーン 防犯カメラの設置・運用事務

イ 粗大ごみ自己搬入施設防犯カメラ運用事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

市長と語ろう！

(3) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

住所異動窓口受付番号札WEB上発券サービス

(4) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 小規模事業者向け緊急支援補助金事業

イ 事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）

ウ 横浜市新型コロナウイルス感染症対応飲食事業者支援事業

エ 大規模団地の再生に係る管理組合連絡先調査業務

オ 地域公共交通事業者支援事業

カ 研修管理システムの活用

(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

「商店街でお買い物！景品プレゼントキャンペーン」業務委託

(6) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告

「商店街でお買い物！景品プレゼントキャンペーン」業務委託

(7) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告

ア 友好交流都市に係る講座実施及び情報紙作成業務委託

イ 健康（ぜんそく）相談事業

(8) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告

横浜市戦没者慰霊堂戦没者名簿電子化業務委託

(9) 委託先個人情報保護管理体制（16件）

(10) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（13件）

- (11) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（11件）
- (12) 個人情報ファイル簿兼届出書（3件）
- (13) 個人情報ファイル簿変更届出書（1件）
- (14) 個人情報ファイル簿廃止届出書（2件）
- (15) 令和3年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

#### 4 その他

- (1) 令和3年度実績報告
- (2) 令和3年度個人情報漏えい事故件数
- (3) 個人情報漏えい事案の報告（令和4年3月17日～令和4年5月19日）
- (4) その他

(中村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するということよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

つづきまして、第三者評価委員会の委員及び委員長の指名に移りたいと思います。第三者評価委員会委員の指名等について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 審議会の部会である「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」は、横浜市個人情報の保護に関する条例第58条の2第4項の規定により、審議会の委員1名以上及び専門委員をもって組織すること、横浜市個人情報保護審議会規則第5条の規定により、審議会会長が委員及び委員長を指名することとなっています。

お手元に、第三者評価委員会委員予定者の名簿をお配りしております。

大立目 雅之 委員

加島 保路 委員

齋藤 宙也 委員

砂川 佳子 委員

寺田 麻佑 委員

松 美奈子 委員

以上6名の方々です。

また、加島委員については、第三者の委員としてだけでなく、6月から審

	<p>議会の委員としてもご就任いただく予定となっております。</p> <p>(中村会長) ただいま事務局から説明がありましたが、会長指名ということですので、私から指名させていただきます。</p> <p>それでは、6名の方々を規則第5条第1項の規定に基づき、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の委員として指名します。</p> <p>次に、規則第5条第2項の規定に基づき、第三者評価委員会の委員長を指名します。</p> <p>委員会からは調査報告などをしていただく必要がありますので、審議会の委員となる加島委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(各委員) &lt;異議なし&gt;</p> <p>(中村会長) それでは、加島委員を第三者評価委員会の委員長として指名します。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきます。</p> <p>次回の日程でございますが、6月29日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。冒頭では、第12期の委嘱式を行わせていただく予定です。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第199回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第199回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和4年6月29日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和4年6月29日第200回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規